# 平成 29 年度「先駆的家庭教育支援推進事業 (訪問型家庭教育支援の実施)」成果報告書

# 茨城県

# 1. 業務の題名

先駆的家庭教育支援推進事業(訪問型家庭教育支援の実施)

# 2. 業務実施の組織構成

# (1) 組織の全体構成員

所属 · 役職等	備考欄
茨城キリスト教大学文学部児童教育学科准教授	学識経験者
茨城キリスト教大学文学部児童教育学科准教授	学識経験者
茨城県西総合病院長	学識経験者
NPO法人つくば市民活動推進機構理事	子育て支援団体
大野めぐみ保育園長	幼児教育関係者
茨城県PTA連絡協議会副会長	PTA 関係者
桜川市立桜川中学校長	学校教育関係者
高萩市教育委員会生涯学習課長	市町村関係者
坂東市教育委員会生涯学習課長	市町村関係者
茨城県教育庁就学前教育·家庭教育推進室長	

# (2) 業務推進担当者

所	属		役	職	等	備考欄
茨城県教育庁就	学前教	育	·家原	<b>E教</b> 育	育推進室	
就学前教育・家	庭教育	推	進員			

## 3. 解決すべき地域の課題(地域の現状)

「茨城県](人口: 2,894,300 人 2月1日現在)

本県の生活保護世帯は、昭和50年を基準(=指数100)とした時、全国より高い水準で増加している(茨城県243.9 全国227.9)。(「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」茨城県平成28年3月)

平成28年度,本県の要保護児童生徒数,準要保護児童生徒数の状況は次のとおりである。

	県	高萩市	坂東市		
要保護児童生徒数	1, 255 人(0. 55%)	14人 (0.67%)	34人 (0.77%)		
準要保護児童委生徒数	15, 490 人(6. 79%)	224 人(10. 78%)	334 人(7. 55%)		

高萩市、坂東市とも県平均を上回っている。

こうした社会経済的変化を背景として、不登校の状況は次のとおりである。

	小学校				中学校			
年度	全国出 現率	県出現 率	高萩市	坂東市	全国出 現率	県出現 率	高萩市	坂東市
H28	0. 47	0. 50	0. 15	0. 77	3. 01	3. 02	1. 44	2. 62
H27	0. 42	0. 36	0. 22	0. 40	2. 83	2. 90	1. 73	2. 19
H26	0. 39	0. 37	0. 38	0. 62	2. 76	2. 76	1. 25	2. 79

茨城県における不登校の出現率は、全国のそれを下回り、高萩市、坂東市の二市ほぼ同様の傾向にあるが、対応が難しい家庭が多い。

また,一人親世帯は平成2年から平成22年にかけて,7千世帯増えており,特に母子世帯の母は,父子世帯の父に比べて就労収入が少ない傾向にある。(「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」茨城県平成28年3月)

保健福祉部のみならず、子育て支援等の関係各課、関係機関との連携のもと、こうした家庭環境を背景とした不登校の現状を改善するために、家庭教育支援事業に取り組むものである。二市の不登校の具体的な現状は次のとおりである。

[高萩市] (人口:28,574人 3月1日現在)

離婚の増加に伴う,ひとり親家庭等,母子家庭の増加や核家族化により,地域から孤立した家庭が多く見られる。その結果,子育てやしつけに悩みや不安を抱える保護者や家庭教育の認識が低い保護者などが見られ,無気力や情緒的に不安定なタイプの不登校につながる児童生徒が多く見られる。

- ※平成29年度要保護,準要保護児童生徒数は次のとおり。
  - 〇要保護児童生徒数 17 人(0.85%)
  - ○準要保護児童生徒数 134人(6.68%)
  - 〇不登校児童生徒数 10人(0.50%) (市在籍児童生徒数 2,006人)

[坂東市](人口:54,952人 3月1日現在)

新興住宅の地区や三世代家庭の地域などがあり、新旧の住民が混在している。また、他地域からの転入により地域とのつながりが薄く、地域から孤立している家庭の多い学区もある。その結果、子育てやしつけに悩みや不安を抱え、家庭教育の重要性の認識が低い保護者、無気力で情緒的に不安定なタイプの不登校の児童生徒が多く見られる。

- ※平成29年度要保護,準要保護児童生徒数は次のとおり。
  - 〇要保護児童生徒数 30人(0.7%)
  - ○準要保護児童生徒数 348 人(8.1%)
  - ○不登校児童生徒数 58 人(1.35%) (市在籍児童生徒数 4,281 人))

## 4. 実施内容及び実施方法等

#### <茨城県>

1 家庭教育推進委員会

6月26日(月), 9月22日(金), 2月6日(火)に開催。推進委員会委員により、家庭教育支援体制についての意見・助言をいただき、事業全体に係る総合調整、評価・助言を行った。

- 2 市推進協議会への出席
  - (1) 高萩市: 6月5日(月), 7月26日(水), 9月27日(水), 11月22日(水), 3月14日(水)
  - (2) 坂東市: 7月18日(火), 12月8日(金), 3月7日(水) 二市の協議会には上記の日に出席し,以下の指導助言を行った。
    - ・ 普段の家庭教育学級や家庭教育講座を充実させること
    - · 支援するにあたっては地域人材の力を十分に活用すること
    - · 昨年度の成果,反省を踏まえ、地域の実情を反映した支援体制を作り上げること
- 3 家庭教育支援員養成研修会

8月2日(水), 9月12日(火)の2回の研修会を通して人材養成を行った。第1回は支援員が保護者との良好な関わりをもつための傾聴スキル習得の機会とした。第2回は、身に付けたスキルをもって支援家庭を訪問し、その結果を第1回目と同じ講師に報告し、アドバイスをいただくことで、今後の支援にフィードバックすることをねらいとした。

## 【第1回:8月2日(水)】参加人数51名

- 1 訪問型家庭教育支援事業について
- 2 「傾聴スキルの習得と保護者との良好な関わり方について(1)」
- 3 「基本的人権と守秘義務について」
- 4 「保健福祉部との連携事例報告」

【第2回:9月12日(火)】参加人数94名

- 1 「高萩市、坂東市による実践事例発表」
- 2 「傾聴スキルの習得と保護者との良好な関わり方について(2)」
- 4 訪問型家庭教育支援事業の普及啓発

以下の活動を通して、訪問型家庭教育支援の組織体制や手法・ノウハウを丁寧に伝えていくことで事業の普及・推進を図った。

- ・ 全市町村の家庭教育担当者に支援員養成研修会への参加を呼びかけ、本事業の普及に 努めた。
- ・ 県内全44市町村全教育委員会を訪問し、訪問型支援の有用性を教育長等へ説明した。
- 各種研修会で本事業の概要及び効果を伝えた。

#### <高萩市>

1 家庭教育支援員の構成:12名(男8,女4) 元校長7,元教員3,児童養護施設職員1,適応指導教室指導員1

- 2 活動内容
  - (1) 拠点校支援員の配置

市内2つの中学校に拠点校支援員を週1回程度派遣し、担任や生徒指導主事と情報 交換を行い、支援方法の確認や課題の早期発見に努めた。

#### (2) 訪問支援

保護者及び児童生徒の話を傾聴し、寄り添いながら「学校と家庭をつなぐ役割」、「課題の早期発見・未然防止」及び「専門機関への橋渡し」をすることを目的としており、主に学校から支援要請のあった不登校児童生徒を中心に支援した。

#### (3) 保護者面談

家庭訪問は望まないが、面談は希望するという保護者には各学校や旧教育委員会相談室などを利用し個別面談を実施した。

# (4) 訪問型家庭教育支援会議

月に1度開催し、情報交換や今後の方針について協議した。参加者は、家庭教育支援員12名の他、茨城県就学前教育·家庭教育推進室推進員1名、県北教育事務所主任社会教育主事1名、高萩市子育て支援課職員2名、健康づくり課職員1名、社会福祉課職員1名、事務局2名。以上の担当者間で、情報を共有し、必要に応じて児童相談所や民生委員など外部機関との連携を図った。

(5) 小学校1年生全戸訪問(平成29年6月実施)

家庭教育支援員一人当たり17家庭ずつ担当し,203回の家庭訪問を実施した。そのうち109回で母や父,祖父母などと会え,話をすることができた。会えなかった94回については,訪問したことや事業内容を知らせるチラシを残した。

近所に気になる家庭があるとの情報が寄せられたが、すでに学校と市の福祉部局が 連携して対応に当たっており、改善に向かっていた。また、特別支援に係る相談があ り、スクールカウンセラーとの個別面談を勧めた。

#### (6) 学校や適応指導教室との連携

各学校の生徒指導主事が集まる会議に事務局職員も参加し、情報を収集したり、連携の仕方を確認したりした。また、適応指導教室指導員を家庭教育支援員に選定し、 生徒の支援に当たってもらうとともに、毎月の家庭教育支援会議に参加してもらい、 情報を共有した。

#### <坂東市>

#### 1 取組内容

#### (1) 趣旨

訪問型家庭教育支援員(以下 支援員)が主に不登校児童生徒をもつ家庭に対し訪問活動を行い、様々な不安や悩みをもつ保護者等に対し傾聴し、寄り添い、家庭のもつ問題を把握した上で関係各課、関係諸機関と連携を図り、家庭教育環境と、児童生徒の養育環境の改善を目指す。主な訪問活動は以下のように実施した。

- ①4月 校長会での事業内容の説明
- ②5月 教務主任会での支援対象家庭調査の依頼
- ③5~6月 各学校において担任,生徒指導主事,不登校支援担当教諭,養護教諭 等から児童・生徒に関するヒアリングを行う。
- ④7月 第1回協議会にて支援対象家庭の選定
- ⑤8月 決定した支援対象家庭について、支援員同席のもとケース会議を行う
- ⑥9月~ 訪問開始
- ⑦1月 大学教授による指導・助言①
- ⑧2月 大学教授による指導・助言②
- ⑨3月 最終協議会で報告

#### (2) 実施方法

- ① 学校や家庭へ本事業について周知し、市訪問型家庭教育支援推進協議会で、学校 等より不登校の問題を抱える家庭への家庭教育支援の要望があった中から、支援家 庭を10~15 家庭に絞り込む。
- ② 学校からの情報及び関係機関等(保健福祉部など)に情報提供をしてもらい、情報共有を図る。
- ③ 支援家庭に適した家庭教育支援員を人選し、家庭教育支援員が学校でのケース会議に参加して情報の共有を図る。支援員が支援家庭の状況を理解できるまで何度も情報交換を行う。
- ④ 情報の共有とアセスメントに基づいた個別の支援計画を作成し、それに基づいて 訪問型家庭支援を実施する。
- (3) 訪問型家庭教育支援員について

支援員は10名(男性3名,女性7名)で、属性は以下のとおりであった。訪問活動においては2人1組となり、1組あたり2家庭を担当した。

元教員(校長も含む), 民生委員, 分館長, 分館主事, 元保育所所長 県薬物乱用防止指導員, 更生保護司, 各小学校放課後子ども教室指導員 元団体職員等

#### (4) 支援対象家庭について

① 協議会で検討した小中学生合計 25 名の家庭から、本年度は最終的に 10 家庭 14 名(内小学生7名,中学生7名,兄弟で支援=4家庭を含む)の支援を行った。

/J\ 1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
1名(女)		1名(女)		3名(男)	2名(男女 各1)	1名(女)	1名(女)	5名(男 2,女3)

#### ② 支援対象家庭の内訳

〇一人親家庭:6家庭(60%)(母子家庭5,父子家庭1)

○両親あり : 3家庭(30%)○祖母の養育: 1家庭(10%)

★経済的に厳しいと思われる家庭:6家庭(60%)(内,生活保護受給家庭2家庭)

- ③ 支援対象家庭について
  - · 不登校の理由は、本人の怠学、学校でのトラブル、身体的な理由、家庭環境の 変化など複合的。
  - ・ 保護者の子どもへの関わりが少ない家庭が目立つ。祖父母に任せきりの家庭も ある。
  - ・ 保護者の就業時間が不規則なケースが多い。(定職がない等社会的要因・社会的 弱者)

## (5) 訪問型支援を行うにあたり工夫したこと等

ファーストコンタクトを重要視し、学校との入念な打ち合わせを行った。各対象家庭によっては、訪問を拒むところもあるので、先方の意向を伺い、学校での面談を行うこともあった。また、時間の指定などをせず、あくまでも保護者優先で日程を組んでいった。ファーストコンタクトには学校関係者、支援員に加え、社会教育主事が同行し、必要であれば事業の詳細を詳しく説明することにした。家庭によっては「なぜうちに?」という疑問を抱くこともある。学校側と事前に十分な打ち合わせをし、保護者に納得してもらえる説明を考えて訪問にあたった。「保護者、お子さんのお手伝いをさせてください。私たちは応援団です。」というスタンスで保護者と接することを心がけた。

また,訪問を継続する中で生じる様々な課題に関しては,協議会において取り上げ, 有識者(本市の場合,大学教授)の指導をうけ,改善を図った。さらに,2年目の実践 であることから,以下の工夫を加えた。

- ① 学校との連携の強化・・・・・・・相互の情報交換を密に行う。
- ② 訪問時のケースワーカー同行・・・・・支援員に加え、ケースワーカーと連携し、訪問する。
- ③ 適応指導教室との連携・・・・・・・適応指導教室指導員の協力のもと、出 先で保護者との面談を行う。
- (6) 学校や教育支援センター(適応指導教室等を含む)との連携内容
  - ① 学校との連携

連絡窓口を一本化し、スムーズな情報のやり取りを行った。ケース会議の実施や保護者との面談の場の提供を受けるとともに、データを共有した。

② 適応指導教室との連携

適応指導教室の担当職員と家庭や生徒の状況について共通理解を深め、受け入れ 方や適切な支援方法について十分に打合せを行った。入級前の相談や見学について 支援員も同行したり、学校との連絡調整を行ったりといった形で支援を行った。

その他にも、市子ども発達センターといつでも相談できる環境を整え、児童生徒に発達障害等の可能性があった場合、連携し対応することを協議会で確認後、事業を開始した。

(7) 保健福祉部局との連携内容

対象家庭の中には、生活保護を受けている家庭もある。社会福祉課のケースワーカーは1カ月に1度、担当の家庭を回ることになっており、支援員を同行させてもらうことで確実に支援員が会える機会が増えた。

また、本事業の対象家庭は、子育て支援課による支援対象と重なるケースも多いことから、課のケースワーカーの訪問記録や、本事業で得た情報を共有し、さらに学校と連携することで対象家庭の現状把握や危機管理を行った。こうした連携作業により、家庭によってはたくさんの「目」が届くことになり、現状の把握が迅速かつ確実になる。しかし、相手にとって負担とならないように訪問時期の調整が必要であった。

2 個人情報保護の観点での工夫や特に留意したこと

協議会やケース会議で用いるアセスメントシートなどは、仮名での表記とした。しかし、支援員の用いる資料には具体的な家族構成や就業先などの個人情報が多々含まれているため、使用後は回収し、一括して生涯学習課で施錠のできる環境で保管し、使用する際に配付する形をとった。

また、支援員一人一人に対し、委嘱状を発行すると同時に、個人情報保護に関する誓約書に同意を得て保管した。個人情報の扱いに関しては研修を行うことで、コンプライアンス遵守に向けた取組を充実させた。

3 人材育成について

支援員の育成については、年に2回行われる県就学前教育・家庭教育推進室が開催する「茨城県訪問型家庭教育支援員養成研修会」に参加し、スキルを高めることができた。具体的には訪問時の対応が中心であり、傾聴、寄り添い方等の講座の他、他地域の実践状況からうまくいった例や課題を残した例などを意見交換し、今後の訪問に役立てられるようにした。

また,年7回予定されている協議会の中で,支援員と事務局のみで行う大学教授による

指導を受けることができた。臨床心理学の観点から筑波大学 杉江征氏,幼児教育学,障害児保育等の観点から茨城キリスト教大学 飛田隆氏から,支援家庭に対する具体的な支援の手立てや法的にみた児童生徒の保護,支援の必要性を学んだ。

#### 4 活動拠点

事務局を教育委員会生涯学習課に置いている。協議会,打合せ等は事務局のある市庁舎 で行っている。

#### 5. 実施により得られた成果・効果

### [茨城県]

訪問型家庭教育支援事業の普及啓発のために、支援員養成研修会への参加を呼びかけたり、県内市町村の教育長への本事業の説明をしたり、あるいは各種研修会での本事業の紹介を通して、来年度は10市町村が国補助事業に取り組むことになった。

H29: 2市【国委託事業】+5市町村【国補助事業】

H30:2市【国委託事業】+10市町村【国補助事業】(予定)

#### [高萩市]

1 支援員による活動

- ・ 支援員が家庭等を訪問した 255 回(一家庭あたり平均 31 回)のうち、保護者と面談し、支援できたのは 242 回。(※適応指導教室への付き添い、学校での面談も含む)
- · 協議会 全7回
- ・ 養成研修会 4回(※県養成研修会,カウンセラー等による指導2回を含む)
- ・ 訪問対象家庭8家庭(児童生徒10名)のうち、7家庭で良好な支援結果が得られた。(主な改善例)
- ア 学校の復帰率 4/8(50.0%)

母親の頑張りを認め、悩みを共有するよう心掛けた結果、母親の気持ちが穏やかになり、本人も落ち着いて登校できるようになった。また、別の生徒は、進学に向けて精神的に不安定になり、登校を渋ることがあったが、支援員の関わりで登校することができた。昼夜逆転の生活をしている生徒は、欠席することも多いが、進路決定に向けて支援員が励まし、相談を続けることで学校の適応指導委教室へ通学できるようになった。中3の3名は県立高校(定時制)を受験することができた。中2の生徒は、学校側が迎えに行っても話をすることさえできなかったが、支援員が関わることで学校の相談室に登校できるようになってきた。

イ 適応指導教室の通級率 2/8(25.0%)

支援員の働きかけにより、週に1~2回程度定期的に通級することができた。中3の生徒は高校進学という目標に向けて学習を重ね、県立高校(定時制)を受験することができた。中2の生徒の母親は学校に対して嫌悪感を抱いていたが、支援員を通して学校との面談の機会を得て、来年度に向けて進路を見据えた前向きな話合いができた。

ウ 保護者または児童・生徒の何らかの変化 1/8(12.5%)

中3の姉は、問題行動もあったが、学校と支援員が協力して、本人や保護者にかかわり、夜間登校などをしながら、高校受験をすることができた。中1の妹は、根気強く保護者の話を聴いた結果、最近では父が朝食を作って送り出してくれるようになり、欠席が減ってきた。

### 2 成果を踏まえた今後の展開

#### ① 拠点校支援員

拠点校となる中学校2校を中心に活動している家庭教育支援員を拠点校支援員として週1回程度派遣することで、担任や生徒指導主事と情報交換を行い、状況に応じた迅速な対応を取り、学校と情報の共有を図れた。来年度は拠点校支援員を市内3中学校全てに派遣し、さらなる課題の早期発見に努めることとする。

#### ② 全戸訪問

来年度は、2学期にアンケートを実施し、再訪問や個別面談が必要な場合には対応 し、課題の早期発見、不登校の未然防止に努める。

#### ③ 保健福祉部局との連携

訪問型家庭教育支援会議で、子育て支援課職員から「現在不登校などの課題を抱えている生徒は、幼児の頃から健康診断等で集団になじめなかったり、落着きのない様子が見られたりして気になっていた」との報告を受けた。平成30年度は3歳児健康診断の際に、子どもの様子を観察記録し、必要に応じて声かけや相談などの対応を講じていく。

# ④ とまり木の会(保護者同士の交流の会)

学校に行けない、生きづらさを抱えている子どもをもつ保護者の会「とまり木の会」と連携し、スクールカウンセラー、社会教育主事とともに保護者と座談会を実施したり、個別カウンセリングを実施したりする。適応指導教室が小中学生を対象としているため、訪問型家庭教育支援員が中学校を卒業した生徒とのつながりを保ちつつ、保護者にも会への参加を呼びかけ、切れ目のない支援を目指す。

# [坂東市]

## 1 支援員による活動

- ・ 支援員が家庭等を訪問した 121 回(一家庭あたり平均 12 回) のうち、保護者と面談し、支援できたのは 114 回。(※適応指導教室への付き添い、学校での面談も含む)
- 協議会 全7回
- ・ 養成研修会 4回(※県養成研修会、大学教授等による指導2回を含む)
- ・ 訪問対象家庭 10 家庭 (児童生徒 14 名) のうち, <u>8 家庭で良好な支援結果</u>が得られた。 <何らかの改善・変化が見えた 8 家庭 (児童生徒 11 名) >

改善变化等	家庭数	中学生	小学生
学校に登校再開	3	4名	1名
市適応指導教室への通級開始	2	1名	1名
欠席日数の減少・解消	1		1名
保護者との面談回数の増	2	1名	2名

#### <支援を継続している2家庭(児童生徒 3名>

現状等	家庭数	中学生	小学生
訪問時に不在,訪問困難	2	1名	2名

\*2家庭のうち1家庭は、学校で保護者との面談を実施し、改善の方向性を話し合うことができている。

\*支援家庭決定後、2校から訪問型家庭教育支援の要請があり、ケース会議や保護者面談を行った。

#### (主な改善例)

#### ア 学校に登校再開

- ・ 中学3年2学期まで不登校であったが、支援員、学校が協力し、家族を支え、相談に耳を傾けてきた。進路について、家族と話し合いを続ける中、1月から登校し始めた。家族は就職を希望したところ、支援員の厚意で職場体験なども提案した。
- ・ 社会福祉課ケースワーカーと支援員が一緒に訪問をすることで、確実に保護者と面談できる機会が増えた。保護者とも2年目の関わりであり、支援員に対しても笑顔で対応ができるようになった。兄の就労で落ち着き、母親も安定した。姉も兄も学校に居場所を見つけ、いきいきと登校している。

#### イ 市適応指導教室への通級開始

- ・ 小学5年生から友達関係のトラブルで不登校となった子を持つ母親が学校と関係を築きにくい状況であったが、支援員が母親と児童への支援を続け、10 月から適応指導教室への通級が始まった。中学校への進学に向けて意欲的になりつつある。継続的に適応指導教室に通級できている。
- ・ 中学1年から不登校である中学3年生をもつ母親は子どもを放任していたが、支援 員が母親に積極的に関わることで支援員に心を開き、母親と連絡が密にとれるように なった。子ども本人に対しても支援員が粘り強くかかわることで、適応指導教室での 学習に興味をもち、受験に向けた準備を進めることができた。受験当日、支援員が会 場に同行し、本人は無事に試験を受けることができた。

#### ウ 保護者との面談回数の増加

母親の気持ちが不安定であり、小学生の児童は学習に苦手意識を持ち、学校へ足が向かない状態であった。母親が支援チームの訪問を受け入れるようになり、その回数は増えた。しかしながら、児童の登校にはつながってはいない。訪問において児童の状況で把握したことは、学校に連絡をしている。

#### エ 訪問時に不在で,訪問が困難

2年目の支援であるが、学校も支援員も面談することが難しい。しかしながら、進路 決定時期において三者面談を行うことができ、就職に向けた話し合いができた。卒業式 に、保護者は支援員に感謝の言葉を述べており、孤立した状況に支援を届ける意義を改 めて感じることができた。

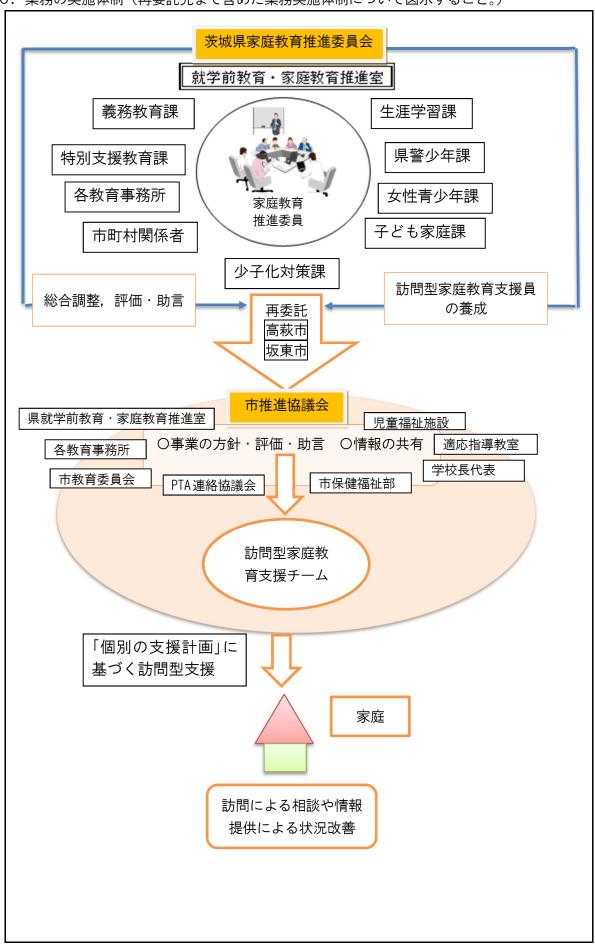
## 2 成果を踏まえた今後の展開

# 〇 保健福祉部との連携

本年度は、庁内各課を含む関係機関との連携が機会も増えた。経済的な支援を検討するために福祉課ケースワーカーが訪問した家庭が1家庭、保護者の要請に応える形で、市子ども発達センターに相談をつなぐ予定になった家庭が1家庭等、外部関係機関との接続もスムーズになってきた。

また,2家庭は生活保護を受けており,その他においても貧困家庭に含まれると考えられるのが4家庭である。一時期,食事の心配がある家庭も含まれており,ネグレクト等児童虐待の可能性が疑われた家庭も存在した。そのようなケースでは福祉課や子育て支援課との連携の強化を図り,ケースワーカーに積極的に関わってもらえ,保健福祉部との連携の重要性を再認識できたので,こうした保健福祉部との連携の在り方のバリエーションを増やしたい。

6. 業務の実施体制(再委託先まで含めた業務実施体制について図示すること。)



#### 7. 実施スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
市町村への 指導・助言	ヒア! 打合t	リング <u>t</u>		指導	·助言							<b>&gt;</b>
家庭教育支援員 養成研修会		村との 調整			第1回 2日	第2回 12日						
家庭教育 推進委員会	推進3 の連絡	委員と 各調整	第1回 26日			第2回 2日					第3回 6日	
高萩市訪問型家庭 教育支援会議			第1回 5日	第2回 26日	第3回 23日	第4回 27日	第5回 25日	第6回 22日	第7回 27日	第8回 24日	第9回 5日	第 10 回 14 日
坂東市訪問型家庭教 育支援推進協議会				第1回 18日	第2回 18日	第3回 15日			第4回 8日	第5回 12日	第6回 15日	第7回 7日

8. 評価に係る項目(業務実施前後のアンケートの実施等による業務全体の評価体制,評価手法,評価の結果)

#### <高萩市>

家庭教育支援員が関わった家庭数	児童生徒数	訪問支援回数
8家庭	10名	255 回

(不登校8家庭10名)

- 1 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の学校に復帰した割合 学校に復帰した割合4名(4÷10×100=40%)
- 2 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒が適応指導教室に通室した割合 適応指導教室への通室割合2名(2÷10×100=20%)
- 3 保護者と学校との良好な関係の構築 学校及び学校教育課からは、次年度以降の事業継続を強く要望されており、これにより 保護者のエンパワーメントを含め良好な効果が期待できる。

# <坂東市>

家庭教育支援員が関わった家庭数	児童生徒数	訪問支援回数
10 家庭	14 名	121 回

(不登校 10 家庭 14 名)

1名(1÷10×100=10%)

- 1 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の学校に復帰した割合 学校に復帰した割合5名(5÷14×100=35.7%)
- 2 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒が適応指導教室に通室した割合 適応指導教室への通室割合 2名(2÷14×100=14.2%)
- 3 訪問支援した長期欠席以外の家庭の児童生徒への支援 欠席日数が減少・解消した割合 1名(1÷14×100=7.1%)
- 4 保護者と学校との良好な関係の構築 訪問支援した保護者の来校数、学校との連絡数で効果を検証する。 来校数・学校との連絡数が増加した割合 3名(3÷14×100=21.4%)

# 9. 今年度の実施内容を踏まえた次年度以降の実施内容及び実施方法等

1 保健福祉部局との連携の一層の強化

対象家庭選定に際しては,経済的に厳しいと思われる家庭の割合は大きいことが予想されるため,保健福祉部局等と支援対象家庭の選定から支援まで,継続して連携していく。

# 2 支援継続の必要性

無事高校進学を果たしても、学校に適応できず退学する生徒に対して組織的対応ができてない。義務教育修了時から成人(18 歳)までの時期も支援を要する家庭に対応することで社会的自立までを見守る体制作りを構築していく。